

御殿場市不妊治療費助成制度のご案内

御殿場市では不妊治療を受けているご夫婦（事実婚関係にある方いずれも）に治療費の一部を助成します。

●助成対象者 ※次の①～④を全て満たす方が対象です。

- ① 法律上の婚姻をしている又は事実婚関係を確認できる夫婦であること
- ② 申請日現在、夫又は妻の両方又は一方が御殿場市に住民登録があること
（事実婚関係にある方もです）
- ③ 医師に必要と認められた不妊治療を受けている夫婦であること
- ④ 公的医療保険に加入している夫婦であること

●助成対象治療費

- ・直接的な治療として医師が証明する治療に係る費用（タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療等）

※令和 4 年 3 月 31 日までの治療費は保険適用外のみを対象とし、令和 4 年 4 月 1 日以降の治療費は保険適用外・保険適用いずれの治療費も助成対象です。

●助成額 不妊治療に要した費用の 2 分の 1 以内の額で、

1 年度 20 万円を上限として助成します。

※ただし、県からの助成金や各保険組合等からの高額療養費等の給付金、勤務先の助成制度等からの任意の給付金などを受けた場合は、対象治療費から差し引いた額で算出します。

※**高額療養費制度の利用について（2 ページをご覧ください。）**

●助成期間 通算 5 年度（申請がなかった年度は除きます）

※**申請手続きは予約制になります。**

●申請期日 【治療の終了日が令和 6 年 3 月 31 日までの場合】

申請する治療の終了日から原則として、**90 日以内**に申請してください。

高額療養費の申請等で 90 日以内の申請が難しい場合は保健センターへご連絡ください。

【治療の終了日が令和 6 年 4 月 1 日以降の場合】

申請する治療の終了日から**1 年以内**に申請してください。

※御殿場市不妊治療費用助成事業受診等証明書（様式第 2 号）の治療の終了日をご確認ください。

お問い合わせ 御殿場市健康推進課（保健センター）
母子保健スタッフ
電話 0 5 5 0 - 8 2 - 1 1 1 1

申請手続きに
必要な書類等は
裏面をご覧ください。



●申請手続きに必要な書類等

※申請手続きは予約制になります。(0550-82-1111)

以下の書類及び確認等が必要です。

※消えるボールペンは不可です。

チェック欄	提出書類	備考
☐	① 御殿場市不妊治療費用及び不育症治療費用助成金支給申請書 (様式第1号)	申請者が記入してください ※申請者は夫と妻のどちらかでも構いませんが、原則、請求者と同じ方としてください。 ※夫婦の署名欄は本人直筆です。
☐	② 御殿場市不妊治療費用助成事業受診等証明書 (様式第2号)	医療機関に記載を依頼してください ※医療機関に証明書を依頼する際、作成に時間がかかる場合がありますので、早めの依頼をお願いします。
☐	③ 戸籍謄本(戸籍の全部事項証明) …年度内初回申請時のみ必要	※本籍地の市区町村で発行されるもの(発行日から3か月以内のもの)
☐	④ 不妊治療を受けた医療機関発行の領収書(原本)	コピーをとりますので、できるだけ折り曲げたりホチキスでとめたりせず、日付順にしてお持ちください
☐	⑤ 県の助成金等を受けた場合、その決定通知	※該当者のみ
☐	⑥ 保険組合等からの高額療養費の給付を受けた場合、その額を確認できる書類	※該当者のみ 限度額適用認定証をご利用の方はお持ちください。
☐	⑦ 勤務先等からの任意の給付を受けた場合、その額を確認できる書類	※該当者のみ
☐	⑧ 事実婚関係に関する申立書 (様式第3号の2)	※該当者のみ ※両人の署名欄は本人直筆です。
☐	⑨ 御殿場市不妊治療費用及び不育症治療費用助成金請求書(支給決定後に提出) (様式第5号)	請求者が記入してください ※請求者は夫と妻のどちらかでも構いませんが、原則、口座名義人と同じ方としてください。 ※シャチハタ印(スタンプ式)は不可
☐	⑩ 保険証(夫婦2人分)	※申請に来られないご夫婦1人の保険証はコピー・携帯に写真でも構いません。
☐	⑪ 請求者の支払いを希望する金融機関名・口座番号のわかるもの	※通帳等、金融機関名・口座番号のわかるもの
☐	⑫ 印鑑	※シャチハタ印(スタンプ式)は不可

※【高額療養費制度について】

公的医療保険における制度の1つで、医療機関や薬局でかかった保険適用される診療に対し、自己負担額がひと月(月初めから終わりまで)で一定額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。治療費が高額になると思われる場合、事前にご加入の医療保険者に限度額適用認定証の交付を受け医療機関で提示することで1か月の支払いが自己負担限度額までとなります。

詳しくはご加入の医療保険にお問い合わせください。

(なお、ご自身の高額療養費の月額限度額(区分)を事前にご確認ください。)

不妊治療費助成制度 よくあるお問い合わせ

(問) 「治療の終了日」とはいつですか？

- ⇒「治療の終了日」とは原則、医師による妊娠の確認（妊娠の有無は問いません。）の日、または医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日を指します。
- ・他の病気の治療や仕事の都合などで治療を一時中断の際には終了とみなします。
 - ・治療が長期（たとえば1年以上）に渡る場合にはご相談ください。

(問) 医療機関を転院する場合の受診等証明書はどうしたらよいですか？

⇒転院する場合は、その病院での治療が終了したとみなされるため、その病院が証明する治療の終了日が【令和6年3月31日までの場合】**90日以内**、または治療の終了日が【令和6年4月1日以降の場合】**1年以内**に申請してください。各医療機関の受診証明書をそれぞれ用意してください。（文書料は助成対象外です。）

(問) 市外へ転出予定のある場合、申請はどうしたらよいですか？

⇒市外に転出（住民票を移した）した場合は申請できなくなりますので、転出前に申請してください。転出予定のある方は早めにご相談ください。

(問) 不妊治療に要した費用（証明書の領収金額）238,000円、任意の給付（高額療養費等）の給付金を57,000円受けました。助成額はいくらになりますか。

⇒証明書の領収金額238,000円から高額療養費等の給付金57,000円を差し引いた額の2分の1の額が助成額になります。助成額は、 $(238,000 - 57,000) \div 2 = 90,500$ 円となります。

※高額療養費制度の利用について（2ページをご覧ください。）

(問) 県の不妊治療費助成の対象となる治療をしている場合は、県の申請と市の申請どちらを先にしたら良いですか。

⇒先に県の申請をしていただき、決定通知書が手元に届きましたら申請をお願いします。県の不妊治療費助成については、御殿場健康福祉センター・御殿場保健所（電話 0550-82-1222）にお問い合わせください。

(問) 例えば、令和7年2月20日で治療が終了しました。申請は、治療の終了日から1年以内で令和8年2月20日までに申請すればよいですか？

⇒【治療の終了日が令和6年4月1日以降の場合】

治療の終了日から**1年以内**に申請することはできます。ただし、申請日により取り扱い年度が異なります。

令和 7 年3月31日までに申請された場合	令和 6 年度の助成
令和7年4月1日以降に申請された場合	令和 7 年度の助成

【治療の終了日が令和6年3月31日までの場合】

申請する治療の終了日から原則として、**90日以内**に申請してください。

(問) 申請は1年度に何回までと決まっていますか？

⇒申請回数に制限はありません。

1回の申請で助成額上限20万円に満たない場合、残りの額を申請することができます。

その場合は、必ず**当該年度内（3月31日まで）に申請**してください。4月1日以降に申請すると、翌年度分の助成対象となりますのでご注意ください。

※申請のたびに「医療機関の受診証明書」を用意していただくことになります。